

The background features a decorative graphic consisting of three blue circles of varying sizes and two thin blue lines. One line starts from the top left and extends towards the center, while another starts from the top right and extends towards the center. The circles are positioned at the top center, middle right, and bottom right of the page.

《改訂》高槻市男女共同参画計画 概要版

平成30（2018）年3月

高槻市

計画中間見直しの趣旨

高槻市では、平成 18 (2006) 年に「高槻市男女共同参画推進条例」を施行し、平成 25 (2013) 年には、平成 34 (2022) 年度を目標年度とする「高槻市男女共同参画計画」を策定し長期的な視点に立って各種の取組を進めてきました。

このたび高槻市では、社会経済情勢の変化に対応し、国の法制度の改正や「市民意識調査」の結果、これまでの計画の進捗状況に基づいて同計画の中間見直しを行い、「改訂」高槻市男女共同参画計画」を策定しました。

計画の位置付け

本計画は、男女共同参画社会の形成に向けた施策の基本的方向とその推進方策を総合的に定め、次の性格を持ちます。

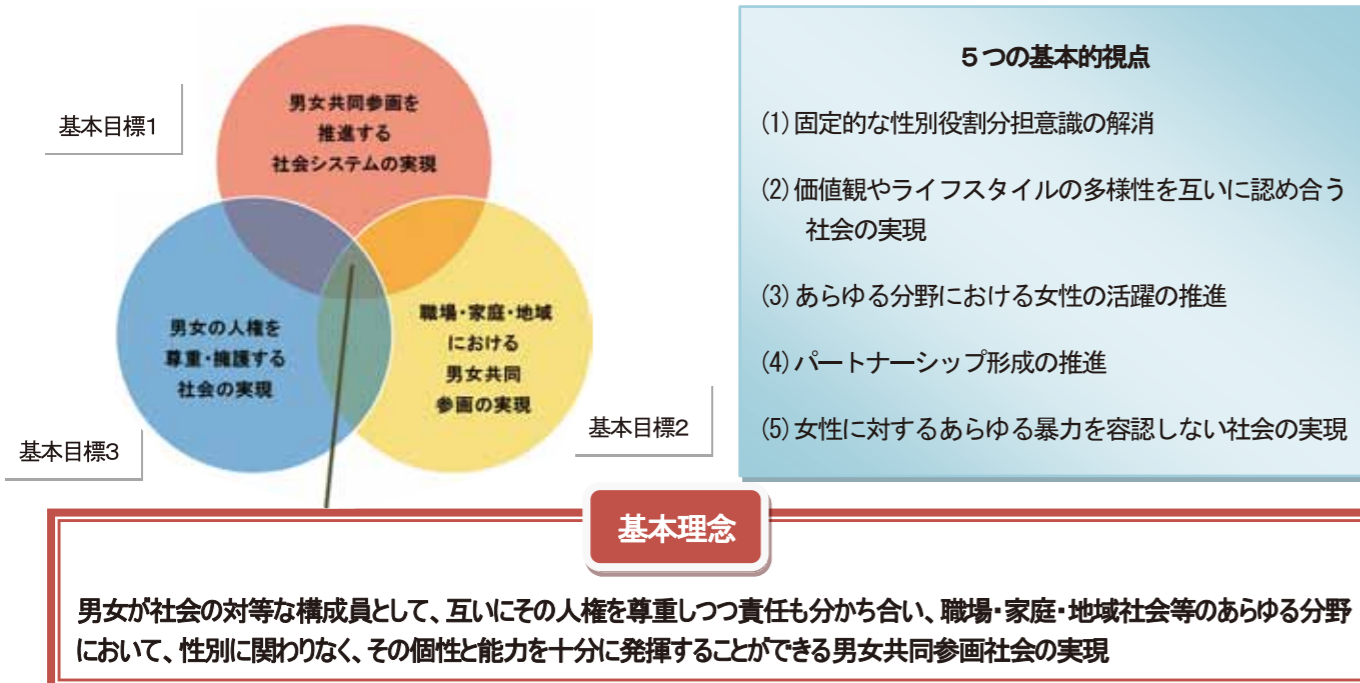
- 「男女共同参画社会基本法」と「高槻市男女共同参画推進条例」に基づく、本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画です。
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「市町村基本計画」を含む計画です。
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」）」に基づく、「市町村推進計画」を含む計画です。
- 「高槻市総合戦略プラン（第5次高槻市総合計画）」の分野別計画であり、他の計画とも連携を図りながら、男女共同参画の視点を持って全庁的に取り組んでいきます。

計画の期間

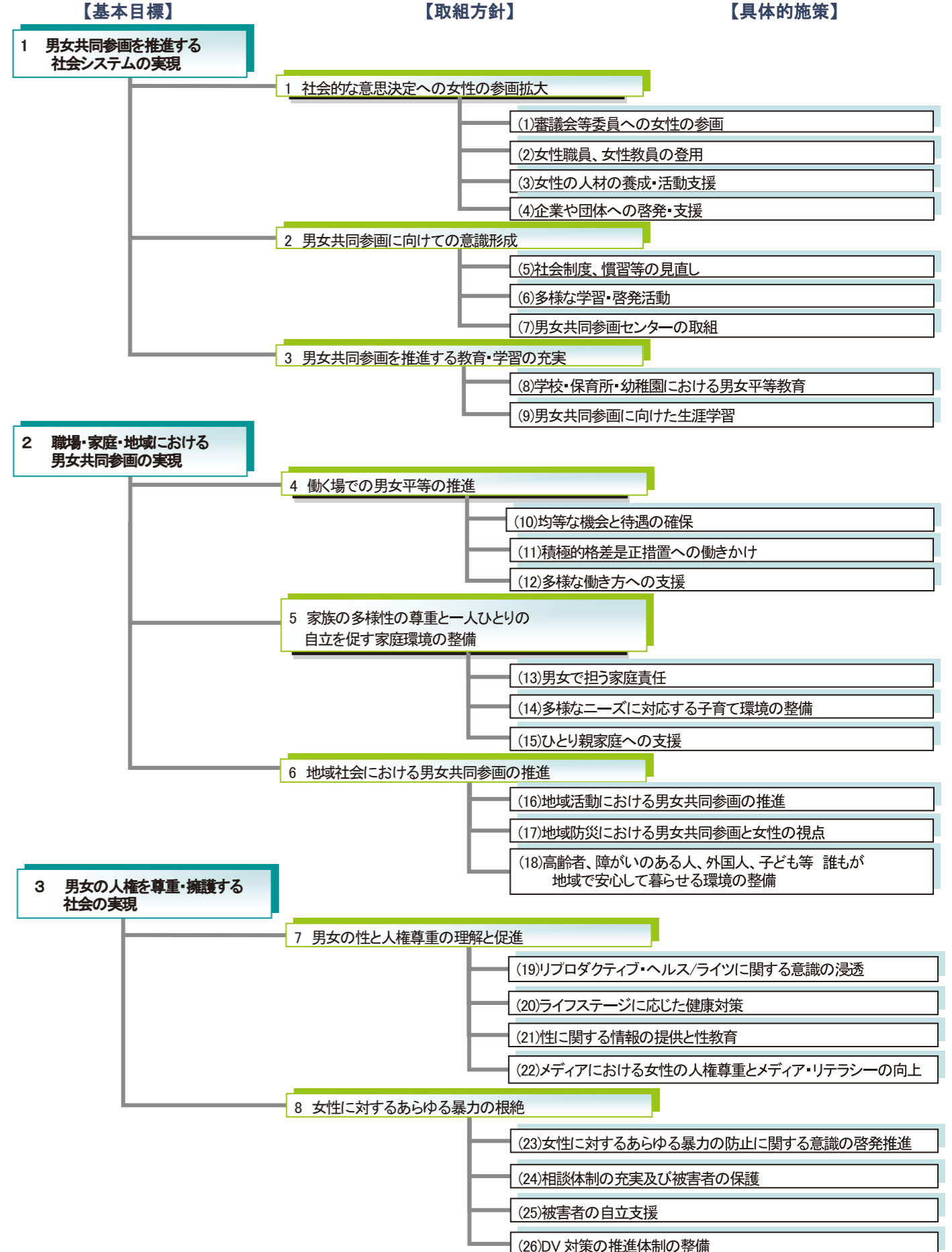
平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間とします。

基本理念・5つの基本的視点・3つの基本目標

前計画から継承した「基本理念」に基づき、5つの基本的視点を持って施策を推進します。この「基本理念」と「基本的視点」を踏まえ、取り組むべき3つの目標を相互に関係・補完しあうものとして掲げ男女共同参画社会の実現を目指します。



計画の体系



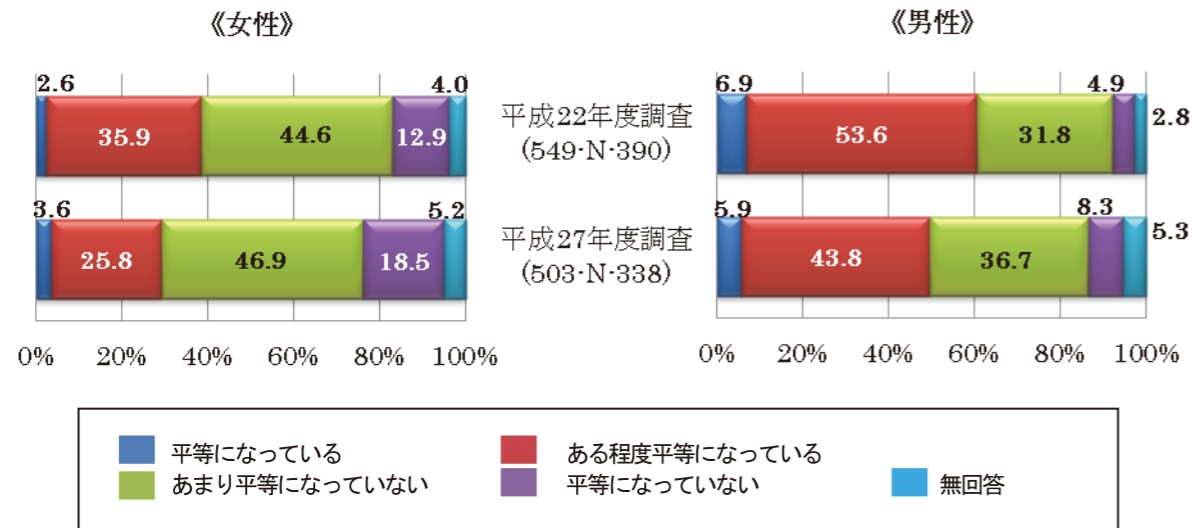
※女性活躍推進法に基づく「市町村推進計画」に必要な事項は、「取組方針1・4・5」に盛り込み、重点施策として推進します。

基本目標1 男女共同参画を推進する社会システムの実現

- 男女共同参画社会の形成を図るためには、行政や職場、地域などあらゆる分野での活動に男女が共に参加し、その活動の意思決定過程に参画していくことが重要です。
- 男女共同参画社会の形成を阻害する要因に、社会の仕組みや慣習の中に固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることが挙げられます。
- 人間形成に影響を与える教育の役割は大きく、学校等におけるすべての教育活動を通じて、男女共同参画の視点に立った教育が必要です。

「男女の地位の平等感 “総合的にみて男女の地位は？”」（平成27年度市民意識調査より）

「平等になっている」との回答割合から、男女の平等感に「男女の意識の差」があることが伺えます。
 ※「平等になっている」＝「平等になっている」＋「ある程度平等になっている」



取組方針1 社会的な意思決定への女性の参画拡大

審議会等への女性委員の登用促進および企業等での意思決定過程への女性の参画をはじめ、あらゆる分野における女性の活躍に向け、女性のエンパワーメントを支援します。さらに、地域・市民活動においても、男女が共に責任を負い、活動を担うシステムづくりを働きかけます。

女性活躍推進法に基づく市町村推進計画 【重点施策】

新たに追加した点

あらゆる分野における女性の活躍を支援するため、先進企業の女性の採用・登用の取組などの情報の公表や、女性の活躍に向けた先進的な取組を行う企業の事例の周知等の啓発活動や、女性が就業を継続、キャリアアップできるよう情報発信を行い意欲向上に働きかけます。

取組方針2 男女共同参画に向けての意識形成

家庭や職場、地域等あらゆる分野において男女が個性や能力を発揮でき、男女平等であると感じることができるよう、固定的役割分担意識の解消等、男女共同参画に向けた啓発を行います。

新たに追加した点

企業の管理者層に対して、女性の活躍の推進や働き方に対する意識改革を図るため、経済団体との連携に努めます。

取組方針3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

女性も男性も、個性と能力を活かし、社会のあらゆる分野に参画できるよう、男女共同参画を推進する教育・学習の機会を生涯にわたり提供します。

新たに追加した点

学校・保育所・幼稚園等の教育現場における環境変化等をふまえた男女平等教育、また生涯を通じた学習の充実を図ります。

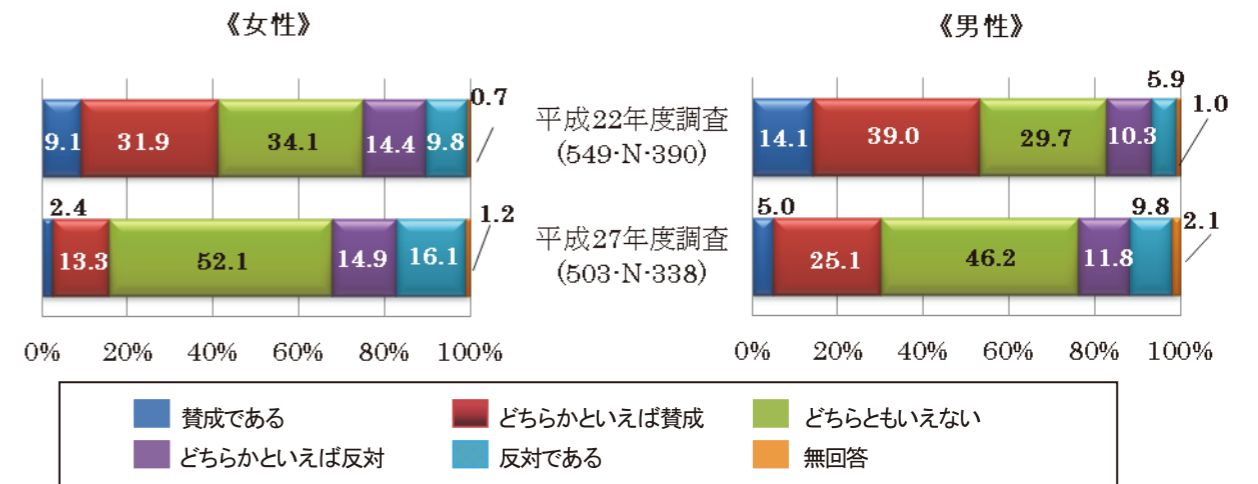
基本目標2 職場・家庭・地域における男女共同参画の実現

- 「女性活躍推進法」の制定や、「育児・介護休業法」「男女雇用機会均等法」の改正など、仕事と家庭の両立のための制度整備が進められています。
- 男女が働きながら、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を構築するには、老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の推進が不可欠です。
- 性別により差別されることなく、かつ母性を尊重されつつ、働く人が能力を十分発揮することができる雇用環境の整備に向け、企業等に女性活躍推進法の趣旨等の周知徹底、積極的格差是正措置等の啓発に努めます。

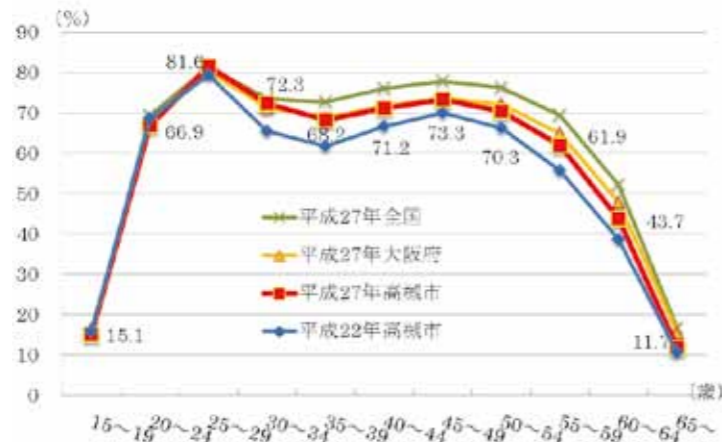
「男は仕事、女は家庭」についての考え（平成27年度市民意識調査より）

「男は仕事、女は家庭」という考え方に対して、「賛成」と回答した人の割合は、5年前と比べ、男女ともに20ポイント以上減少し、性別による固定的な役割分担意識が解消に向かったと考えられます。

「賛成」＝「賛成である」＋「どちらかといえば賛成である」



年齢階級別女性の労働力（全国、大阪府、高槻市）



資料：総務省「国勢調査」

取組方針4 働く場での男女平等の推進

男女が平等に生き生きと働くことができる職場環境の整備に向けて、企業等に対し、女性活躍推進法等の趣旨・理念の周知や積極的格差是正措置への働きかけを行います。さらに、多様な働き方における労働環境の改善に向けた啓発への取組、支援に努めます。

女性活躍推進法に基づく市町村推進計画 【重点施策】

新たに追加した点

理工系分野など女性の参画が進んでいない分野での女性の活躍機会に対する理解の促進や、男女共同参画に積極的な取組を行う企業への公共調達を通じた支援方法の調査研究に努めます。また、仕事と家庭生活の両立を図り、ワークライフバランスの実現にもつながる多様な働き方が可能となるよう、労働環境の改善に向け企業への情報提供に努めます。

取組方針5 家族の多様性の尊重と一人ひとりの自立を促す家庭環境の整備

男女が共に家庭責任を担えるよう、労働時間短縮や、育児・介護休業制度の普及・取得の推進、さらに性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた啓発に努めます。また、男女が安心して働き続けられるよう、子育て支援の充実等を図ります。

女性活躍推進法に基づく市町村推進計画 【重点施策】

新たに追加した点

男性の家事・育児・介護等に関する啓発等について、地域団体やボランティア団体等と連携し、家事・育児・介護等の講座を実施するほか、他市の先進的な取組事例を収集し、情報提供を行います。

ひとり親家庭の支援について、「第三次ひとり親家庭等自立促進計画」との連携を図ります。

取組方針6 地域社会における男女共同参画の推進

男女が対等なパートナーとして地域活動に共に参加し、地域活動の活性化と地域課題の解決が図られるよう、その環境づくりに努めます。また、誰もが地域で安心して生活し、能力や意欲を發揮しながら社会参加するために、多様なサービスの提供、相談・支援体制の充実を図ります。

新たに追加した点

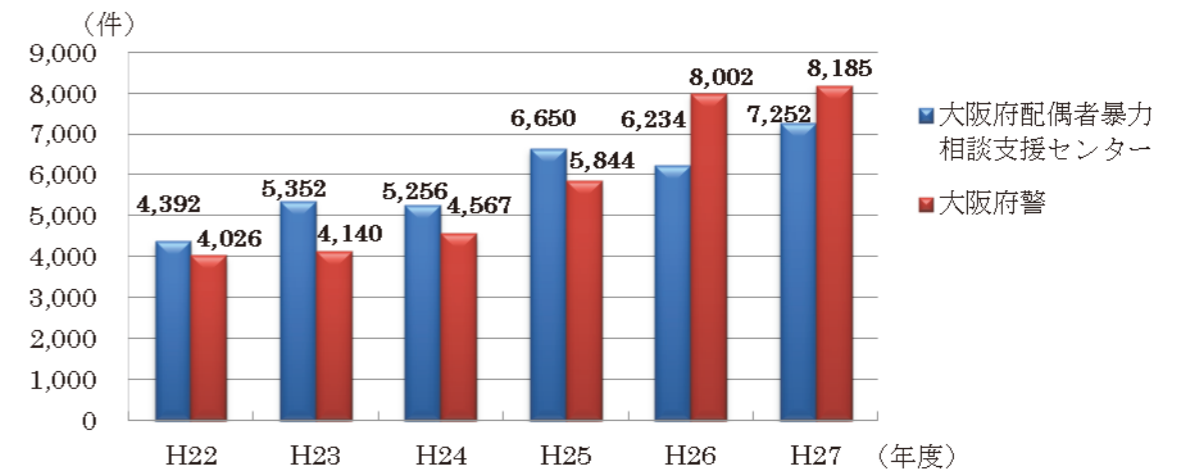
地域活動の担い手として「ボランティア団体・市民等」を加え、地域における課題解決に向けた取組の主体的な解決を図ります。

地域防災活動において女性のより積極的な参画を促進します。

基本目標3 男女の人権を尊重・擁護する社会の実現

- 女性も男性も個人として尊重され、性別による差別的な扱いを受けず、個人としての能力を發揮する機会が確保され、それぞれの人権が尊重されることは、男女共同参画社会の前提となるものです。
- 配偶者等からの暴力（DV）などの女性に対する暴力が深刻な問題となっています。女性への暴力はその基本的人権を踏みにじるものであり、男女共同参画社会を形成していく上で、克服すべき重要な課題です。

配偶者等の暴力に関する相談件数の推移（大阪府）



資料：大阪府「大阪府の男女共同参画の現状と施策 平成28年度」（※平成23年度数値は大阪府男女参画・府民協働課調べ）

取組方針7 男女の性と人権尊重の理解と促進

男女が互いの性を尊重する考え方を身につけ、それぞれの人権が尊重される社会になるよう啓発等に取組むとともに、女性の生涯にわたる健康確保の取組を進めます。

新たに追加した点

性的マイノリティへの偏見をなくし、誰もが尊重され安心して充実した生活を送ることができるよう、正しい情報提供と理解促進のための啓発活動を行います。

取組方針8 女性に対するあらゆる暴力の根絶

DV、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪などの女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、暴力防止の啓発を行うとともに、DV相談体制の構築、被害者の安全確保や自立支援のため関係機関との連携等を進めます。

新たに追加した点

配偶者暴力防止法の対象外である「デートDV」も「DV」に含めるなどし、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を目指してより積極的な啓発活動を推進します。

主な施策の指標

指標	現状	目標値・取組の方向
審議会等委員の女性委員の割合 (法令または条例に基づく審議会等)	28.5%	40%以上 60%以下
高槻市職員の管理職の女性の割合	係長級以上 21.1%	平成 31 年度 25% (特定事業主行動計画の目標値)
市立小中学校の校長・教頭の女性の割合	小学校 35.4% (校長 31.7%、教頭 39.0%) 中学校 33.3% (校長 33.3%、教頭 33.3%)	増加させる
性別による固定的な役割分担に賛成する人の割合	平成 27 年度市民意識調査 全体 21.5% (女性 15.7%、男性 30.1%)	男女間の意識の乖離を縮小するとともに 全体の数値を 15.7%以下に引き下げる
高槻市の男性職員の育児休業取得率	7.4%	平成 31 年度 10% (特定事業主行動計画の目標値)
保育所の入所実現率	92.1%	平成 31 年度 98% (総合戦略プラン目標値)
DVを受けた場合の相談機関として 「市役所の女性相談や人権・男女共同参画課」を知っている人の割合	平成 27 年度市民意識調査 全体 27.5% (女性 31.0%、男性 23.2%)	50%
セクシュアル・ハラスメントを受けた経験のある人	平成 27 年度市民意識調査 全体 42.1% (女性 50.9%、男性 29.0%)	減少させる
「配偶者暴力防止法」の認知度	平成 27 年度市民意識調査 全体 55.4% (女性 58.8%、男性 50.3%)	90%

※特に記載がない場合「現状」は「平成 28 年度」、「目標値・取組の方向」は「平成 34 年度」

計画の推進

庁内の推進体制

横断的組織の「高槻市男女共同参画推進本部」を中心に、庁内関係各課の一層の連携強化に努めます。

市民、事業者、関係団体・NPO、大学等との連携

互いの特性を活かし、対等なパートナーとして、市民、事業者、関係団体・NPO等と連携し協働をします。

苦情や意見への対応

男女共同参画施策等に対する苦情や意見を受付け、第三者の苦情処理委員に意見を聴いて苦情等の処理を行う「男女共同参画施策等苦情処理制度」を周知、適切な運用に努め、運用状況の公表を行います。

計画の進行管理については、施策を計画的に実施するとともに、その実施状況を点検・評価し、公表します。実施状況の点検・評価にあたっては、高槻市男女共同参画審議会の意見を反映し、客観性の確保に努めます。

《改訂》高槻市男女共同参画計画 概要版 平成 30(2018)年 3 月
高槻市市民生活部人権・男女共同参画課
〒569-0067 高槻市桃園町 2 番 1 号
電話:072-674-7575 FAX:072-674-7577